

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中11名です。  
定足数に達しておりますので第20回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
異議ないものと認め指名いたします。  
農業委員7番  
農業委員8番 お願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。  
始めに第81号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第81号議案について説明いたします。  
議案書2ページをご覧ください。  
所有権移転6件です。  
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。  
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。  
譲渡人は相手方要望のため譲り渡すもので、一畝田仮塚交差点より北東へ約300mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で8分の距離にあり、通作に問題はありません。  
農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が52年、妻45年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。  
年間予定従事日数は申請者、妻ともに100日であり、必要な農作業従事をしています。  
取得後の経営予定面積は24986.39㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。  
権利取得後は、柵の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。  
譲渡人は相手方要望のため譲り渡すもので、富岡大原交差点より北西へ約450mにある農地です。

申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。  
農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が52年、妻45年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。  
年間予定従事日数は申請者、妻ともに100日であり、必要な農作業従事をしています。  
取得後の経営予定面積は24986.39㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。  
権利取得後は、柵の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。譲受人の新規就農のため無償譲渡により所有権移転するものです。  
譲渡人は管理困難なため譲り渡すもので、一畝田交差点より南西へ約150mにある農地です。

農業従事者は申請者と妻、母、子であり、農作業歴は申請者1年です。  
年間従事日数は申請者、妻200日、母150日、子30日あり、必要な農作業従事をしています。  
取得後の経営面積は2,096㎡であり、新城地区の下限面積を超えています。  
権利取得後は、葉物、瓜類、根菜の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

	<p>申請番号4番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。譲渡人は相手方要望のため譲り渡すもので、一畝田公民館より南東へ約500mにある農地です。</p> <p>農業従事者は申請者と妻であり、農作業歴は申請者、妻共に1年です。年間従事日数は申請者、妻共に100日あり、必要な農作業従事をしています。取得後の経営面積は2,096㎡であり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、葉物、瓜類、根菜の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号5番。譲受人の経営規模拡大のため無償譲渡により所有権移転するものです。譲渡人は維持管理困難のため譲り渡すもので、方瀬公会堂から北東に約208mにある農地です。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から徒歩で15分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、譲受人・長男がおり、農作業歴は譲受人が40年、長男が20年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間従事日数が譲受人は200日、長男は100日あり、必要な農作業従事をしています。取得後の経営予定面積は3,231㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、お茶の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号6番。譲受人は、家屋とともに農地を譲り受け、夫・母とともに転居し新規就農するもので、売買により所有権移転するものです。譲渡人は遠隔地で維持管理困難のため譲り渡すもので、それぞれ愛郷公民館から南西へ約480m、西へ約29m、北西へ約13m、東へ約143mの農地です。申請地は譲受人の購入予定の自宅から徒歩5分の距離にある農地で、通作に問題はありません。農業従事者は譲受人と夫と母がおり、農作業歴は譲受人・夫・母とも4年で、農作業に必要な農機具を所有しています。年間従事日数は譲受人・夫・母とも150日あり必要な農作業従事は見込まれます。取得後の経営面積は1,886㎡であり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、わさび、ニンニク、自家用野菜の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から6番について、許可相当であることを原案といたします。これで、第81号議案の説明を終わります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>12番(農) 申請番号4番の方は阿久比町在住ということですが、通作に問題はありませんか。</p> <p>事務局 申請番号4番の譲受人は新城市で事業を営んでおり、毎日のように新城市へ通勤しており、通作も可能と考えます。</p> <p>議長 その他、ご質問はありませんか。他にご発言もありません。採決を採りたいと思います。第81号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)</p> <p>賛成多数と認め第81号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
--	--

<p>事務局</p>	<p>次に第82号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>第82号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。 所有権移転8件、賃借権設定1件です。 議案書6ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、市内の市営住宅にて夫と2人息子の4人家族で生活をしており、現居住地が手狭となり新しく住宅の建築を検討しています。自己所有地がないため母所有の申請地を譲り受け、申請地に住宅を建築するものです。 農地区分は、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率10.29%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について借人は、市内にて土木工事業を営んでおり、従業員の駐車スペースが不足し、やむを得ず近隣の道路に路上駐車をしている状態です。今般、現在の状況を改善するために申請地を従業員駐車場とするものです。 農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、本市内に多数の店舗を構える協同組合であり、申請地近隣に複数の事業所・店舗等が集中し、来客用・従業員駐車場が手狭となっています。今般、現在の状況を改善するために申請地を駐車場とするものです。 農地区分は、駅より概ね300m以内の区域にある農地に該当し、3種農地と判断しました。 JR 飯田線東新町駅より約150mの距離にあるので、3種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件は転用面積が3,000㎡以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第83号議案番号4に土地利用計画を添付してあります。 この案件については譲受人は、広島県に本店を置き、売電事業を営んでおり、この度事業拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p>
------------	---

	<p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号5番から7番について、関連した案件であるため一括で説明させていただきます。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件については譲受人は、豊田市に本店を置き、県内全域を対象に太陽光発電施設を運営しており、この度事業拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p> <p>周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について譲受人は、本市内にて飲食店を営んでおり、既存の来客用駐車場が手狭となり、平成10年頃から申請地を駐車場として利用していました。今後もこれまで同様に駐車場として利用するため本申請で是正するものです。</p> <p>以前から事務所等として利用していたことの始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p> <p>周辺居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場として転用計画はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農の支障はないと思われま。</p> <p>申請番号9番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、譲受人は市外に居住していますが、友人の父が所有する空き家を購入し、家財もそのまま譲り受けることとなりましたが、道具を置くスペースが確保できないため、申請地に倉庫を建築するものです。</p> <p>農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。</p> <p>住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>以上、第82号議案9件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第82号議案の説明は以上です。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>議長 補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>12番(農) 申請番号5～7番は、同じ方が代表のようですが、会社名が違うのはなぜですか？</p>
--	--

事務局	資金を抑えるために、高圧電力にならないよう、小分けに申請しているようです。						
議 長	その他、ご質問はありませんか。						
議 長	ご発言ありません。採決を採りたいと思います。						
議 長	第82号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)						
議 長	賛成多数と認め、第82号議案は原案のとおり決定いたします。						
議 長	次に第83号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。						
事務局	それでは第83号議案について説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。						
	<table border="0"> <tr> <td>賃借権設定</td> <td>6件</td> <td>14,085㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権設定</td> <td>11件</td> <td>23,656.07㎡</td> </tr> </table>	賃借権設定	6件	14,085㎡	使用貸借権設定	11件	23,656.07㎡
賃借権設定	6件	14,085㎡					
使用貸借権設定	11件	23,656.07㎡					
	合計17件 37,741.07㎡であり、 内 新規設定 12件です。						
	議案書11ページをご覧ください。						
	申請番号1番 新規就農です。						
	八束穂地内の畑1筆163㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。						
	申請番号2番						
	豊栄地内の田2筆1,033㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。						
	申請番号3番						
	杉山地内の田1筆716㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。						
	申請番号4番						
	黄柳野地内の田2筆2,291㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。						
	5～9番は更新案件です。						
	申請番号10番からは、中間管理事業による転貸の案件です						
	申請番号10番						
	富岡地内の田1筆966㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。						
	申請番号11番						
	富永地内の田1筆4,953㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。						
	申請番号12番						
	杉山地内の田1筆3,148㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。						
	申請番号13番						
	新規就農です。作手岩波地内の田畑4筆3,733㎡に使用貸借権を設定し、菌床しいたけの作付けをします。						
	申請番号14番						
	富岡地内の田畑3筆7,225㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。						

	<p>申請番号15番 吉川地内の田3筆3, 542㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号16番 吉川地内の田1筆1, 560㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号17番 富岡地内の田1筆1, 672㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>以上、番号1番から17番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので第83号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号7番について、鈴木委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
	<p>賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>続いて、番号7番になります。ここで3番農業委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)</p>
	<p>それでは、3番農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第83号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書15ページをご覧ください。 報告第1から第4、報告案件計22件について説明いたします。 (議案書15ページから__ページの内容を議案書のとおり朗読)</p>
	<p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
9 番 (農)	農地法第3条の規定による届出について、斡旋希望が少ない。 遠方の方に相続された場合は、農地が放置される可能性が高い。 斡旋希望無しの場合、こちらから連絡して斡旋希望有りと出してもらえないか提案すること をしていきたい。農業課職員だけではなく、地区の担当者(委員)から一言でも声かけする。 斡旋希望無しと書いてあるからそのままというのは問題なのではと思います。
事務局	農地法第3条の規定による届出を提出いただく際に、休作中の場合は管理をどうしていくの か別紙に記入いただいています。それを元に農地パトロールで確認していきたいと思います。
議 長	他にご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じ ます。
	以上をもちまして第20回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。
	上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する
	議 長
	委 員
	委 員